



薬食審査発 0204 第 2 号
平成 23 年 2 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医薬品の一般的名称について

標記については、「医薬品の一般的名称の取扱いについて（平成 18 年 3 月 31 日薬食発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局長通知）」等により取り扱っているところであるが、今般、我が国における医薬品一般的名称（以下「JAN」という。）について、新たに別添のとおり定めたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、本件写しについては、日本製薬団体連合会あて通知していることを申し添える。

別添

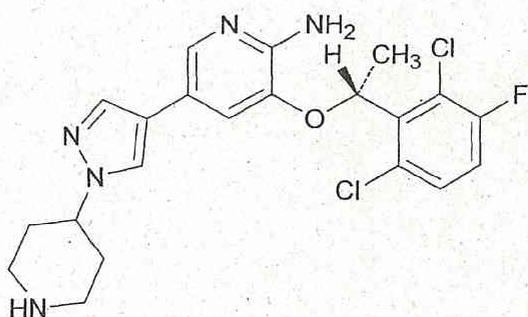
別表1 INNとの整合性が図られる可能性のあるもの

(平成18年3月31日薬食審査発第0331001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知に示す別表1)

登録番号： 22-2-A1

JAN (日本名) : クリゾチニブ

JAN (英名) : Crizotinib



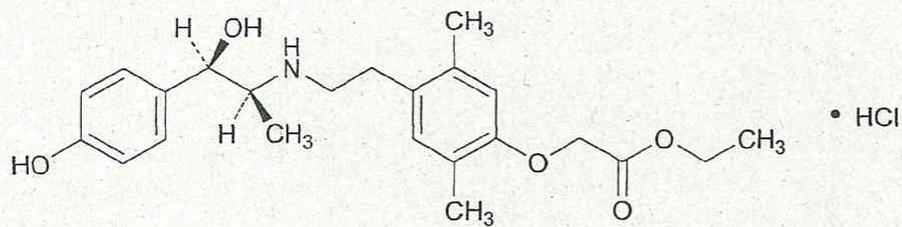
別表2 INNに収載された品目の我が国における医薬品一般的名称

(平成18年3月31日薬食審査発第0331001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知に示す別表2)

登録番号： 22-1-B6

JAN (日本名)：リトベグロンエチル塩酸塩

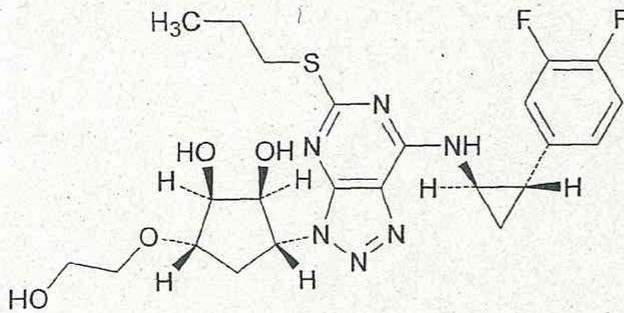
JAN (英名)：Ritobegron Ethyl Hydrochloride



登録番号： 22-2-B2

JAN (日本名)：チカグレロル

JAN (英名)：Ticagrelor



登録番号： 22-2-B6

JAN (日本名)：アファチニブマレイン酸塩

JAN (英名)：Afatinib Maleate

